

令和4年度第2回障害者施策推進協議会

障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

内閣府において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）が平成28年4月1日に施行されてから3年後の見直しが行われていましたが、令和3年6月4日に、改正法が公布され、同日から3年を超えない範囲で施行されることとなりました。そして、令和5年3月14日付通知により、令和6年4月1日に施行されることとなりました。

今後の静岡市における障がいのある人の差別の解消に向けた取組について、御協議をお願いします。

1 障がいのある人からやその家族等からの相談への的確な対応と紛争の防止又は解決を図るための体制の整備（障害者差別解消法第14条）

【令和4年度の新たな取組】

- ・障害福祉企画課・精神保健福祉課に加えて、基幹相談支援センターを障害のある人やその家族からの相談窓口に追加しました。
- ・相談事例の収集及び分析を行い、課題を抽出しました。

<相談受付件数>

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 5件 | 16件 | 4件 | 10件 | 17件※ |

※令和4年度については、2月末時点の暫定件数

<事例分析>

| 項目 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相手種別 | 民間 | 5件 | 11件 | 4件 | 8件 | 14件 |
| | 行政 | 0件 | 5件 | 0件 | 2件 | 3件 |
| 相談内容分類 | 合理的配慮 | 3件 | 10件 | 2件 | 5件 | 7件 |
| | 不当な差別 | 2件 | 4件 | 2件 | 4件 | 10件 |
| | その他 | 0件 | 2件 | 0件 | 1件 | 0件 |

<受付内容の傾向>

- ・相談件数が令和2年度から増加傾向にあり、令和4年度の相談件数が増えている
- ・全ての年度において、民間に対する相談が多くなっている
- ・合理的配慮の提供に関する相談が平均して多くなっている

【課題】

相談件数が増加傾向にあり、改正法が施行された場合に、さらに増加することが予想される。

また、改正法の内容が民間事業者に対する合理的配慮の提供が義務化される内容であり、民間に対する相談や合理的配慮の提供に関する相談が多い傾向であることから、相談対応が困難なケースが増えることが予想される。

今までの受け付けた相談内容については、担当課職員で対応できていたが、相談対応が困難なケースについては、担当課職員だけでは対応できないため、障害者差別解消支援地域協議会を早期に設置する必要がある。

【今後の方向性】

- ・令和6年4月1日の改正法の施行により、職員のみで対応できない困難事例の相談が増えてくと想定されるため、施行前の令和5年度において、障害者差別解消支援地域協議会を設置する。
- ・設置方法としては、令和3年度第2回の施策推進協議会での検討のなかで、施策推進協議会の委員が兼ねる方針で了承を得ていたため、委員の方に負担のかからない方法での検討、及び、政令指定都市20市のうち浜松市を含めた5市が施策推進協議会を兼ねるかたちで設置をしていたことを含め検討した結果、静岡市障害者施策推進協議会が役割を担うかたちとする。
- ・委員については、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針」のなかで、障害者団体等当事者、民生・児童委員等福祉関係者、学識経験者などから地域の実情に応じて検討するとされている。この条件は、現在の静岡市施策推進協議会の委員に当てはまるため、以前から協議していた内容のとおり、静岡市施策推進協議会の委員に障害者差別解消支援地域協議会の委員を兼ねていただき、相談事例により他の専門的知識が必要な場合は、関係者の出席を求めるかたちとする。
- ・障がい者や事業者から受けた相談及び市の対応について協議会で事案の共有を行い、各委員から挙げた意見を相談者等にフィードバックすることで、社会的合意形成を進めていく。

